

# 一人親方労災保険 (建設業)

## 労務管理サポートセンターの3つのポイント

### ① 業界最安クラスのコストパフォーマンス!

ネット会員様は入会金なしで、会費は月額1,000円(税別)と驚きのコストパフォーマンス!

※費用は年度一括払いとなります。

### ② 来所不要のカンタン手続き!

郵送にてお手続きが出来るので、貴重なお時間を頂きません!

ご用意いただく添付書類も簡単!

### ③ 会合、集会 役員や係当番制なし!

当事務所では、わずらわしい会合や係当番制は一切ありません!

そして、社会保険労務士事務所と税務会計事務所を併設!

一人親方は労働者ではないため、原則として元請会社が加入する現場労災保険では保護されません。労働者に準じて労災給付を受けるためには、自身で一人親方労災に特別加入しておく必要があります。

### ご加入を開始される月別の費用表 (建設一人親方)

加入開始月	4月 (12カ月分)	5月 (11カ月分)	6月 (10カ月分)	7月 (9カ月分)	8月 (8カ月分)	9月 (7カ月分)
今年度保険料	24,263円	22,249円	20,216円	18,202円	16,169円	14,155円
今年度会費 (税込)	12,960円	11,880円	10,800円	9,720円	8,640円	7,560円
今年度合計額 (保険料+会費)	37,223円	34,129円	31,016円	27,922円	24,809円	21,715円

加入開始月	10月 (6カ月分)	11月 (5カ月分)	12月 (4カ月分)	1月 (3カ月分)	2月 (2カ月分)	3月 (1カ月分)
今年度保険料	12,122円	10,108円	8,075円	6,061円	4,028円	2,014円
今年度会費 (税込)	6,480円	5,400円	4,320円	3,240円	2,160円	1,080円
今年度合計額 (保険料+会費)	18,602円	15,508円	12,395円	9,301円	6,188円	3,094円

※給付基礎日額3,500円を選択し平成29年度現在の保険料率、税率で計算。

※保険年度は4月から翌年3月となります。お支払いは年度残月分(加入開始月~年度末3月までの分)を一括払いとなります。

※毎年3月頃に次年度一年分のご請求をさせていただきます。

### 建設業一人親方労災保険 お手続き必要物

- ①入会届に押印するための認印(シャチハタ不可)
- ②住所確認書類(運転免許証、国保カード、住民票等の写して現住所が分かるもの)
- ③次年度以降の自動振替に使用する金融機関口座情報(銀行、信金等)と金融機関届出印

ホームページ <http://rousaiweb.com>

労務管理サポートセンター

検索 

労働保険事務組合 (一社)労務管理サポートセンター / 建設業 廣和会(一人親方労災保険)  
~労災保険・雇用保険・労災特別加入・一人親方労災保険~

〒336-0967 埼玉県さいたま市緑区美園6-8-10 メール info@rousaiweb.com

TEL 048-711-5600 FAX 048-812-0004

裏面も  
チェック→

- 元請会社とは・・・工事の発注者から直接工事の仕事を請負う事業
- 下請会社とは・・・元請会社から工事の部分的施工を請負う事業
- 一人親方とは・・・労働者を雇用せず、一人で仕事を請負う事業主、職人等

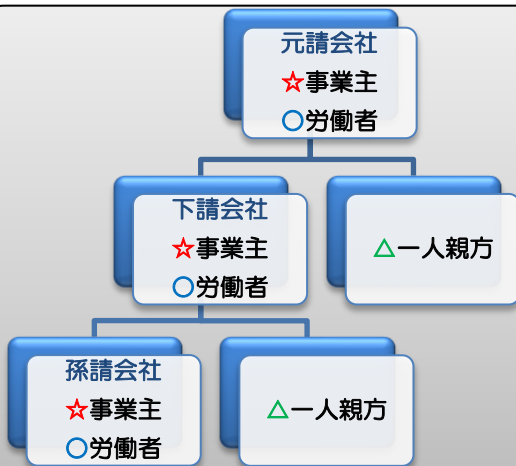
## 建設現場での労災保険の仕組み

建設現場の労災保険においては、個々の下請会社を独立した事業として取り扱いません。各下請会社を元請会社と一体とみなし、建設現場を一つの事業体として取り扱います。

この事業体自体（建設現場）の労災保険加入手続きは元請会社が行う事になっており、保険料の納付や手続きの義務は原則として、元請会社が負う仕組みになっております。

従いまして、現場作業にかかわる労働災害が起きた場合、元請会社、下請会社に**雇用されている従業員**は、元請会社が加入している労災保険で補償、給付を受ける仕組みになっています。

一人親方は**従業員（労働者）ではないため**、原則として元請会社が加入する現場労災では保護されません。労働者に準じて労災給付を受けるためには、**自身で一人親方労災に特別加入**しておく必要があります。



【△一人親方】に当てはまる方  
特別加入するには、以下の条件が必要となります。  
①一人親方労災を取扱う団体、組合にて申込む事  
※当事務所は一人親方労災保険の団体を併設

【○労働者】に当てはまる方  
元請会社が加入する労災保険で補償されます。

【★事業主】に当てはまる方  
特別加入するには、以下の条件が必要となります。  
①自らが元請となって行う工事現場について、  
労災保険に加入している事  
②労働保険事務組合に事務委託をしている事

## 一人親方労災の主な補償・給付について

業務災害、通勤災害のうち、一定の要件を満たすものに労災保険から給付が行われます。

給付が認められる場合、**業務上や通勤途上での負傷等の治療は無料**で受けられます。※療養（補償）給付

労務不能により休業した場合は、給付基礎日額の80%（特別支給金含む）が休業（補償）給付として、休業4日目から受けられます。

また、障害が残ってしまった場合や、不幸にもお亡くなりになってしまった場合などは、障害等級や遺族の構成に応じて年金または、一時金が支給されます。

## 一人親方労災の費用について

労災保険の保険料は、国で定められた全国統一の保険料率（19/1000）と、給付基礎日額を用いて計算します。給付基礎日額とは、保険給付額を計算する際の基礎となるもので、3,500円～25,000円の中から選ぶ事ができます。

休業（補償）給付や障害（補償）給付、遺族（補償）給付などは、給付基礎日額を高く設定すれば、給付額も高くなりますが保険料も高くなります。病院での労災治療は選択した日額に関係なく無料で受けられます。

なお、当事務所で一人親方労災に特別加入する場合の、会費は**月額1,080円**、年間で12,960円です。当事務所では、わずらわしい**会合や集会、役員などの係当番制は一切ありません**。